

プレスリリース

平成16年12月22日
農林水産省生産局

平成16年度第3回食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会の概要について

下記により食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会を開催しましたので概要をお知らせします。

記

- 1 日 時：平成16年12月17日（金）14：30～17：20
- 2 場 所：日本郵政公社本社2階 農林水産省共用会議室A～C
（東京都千代田区霞が関1－3－2）
- 3 出席者
委員等：別紙のとおり（委員・臨時委員・専門委員（小委員長））
事務局：生産局竹原果樹花き課長、米野果実需給調整官、西嶋課長補佐（需給調整班）等
- 4 配付資料：別紙のとおり
※なお、配付資料につきましては、農水省HPに掲載しており、また閲覧用として報道室に置いてあります。
- 5 議事概要
今回の果樹部会では、論点整理という形ではなく、今までの議論を整理しつつ、今後の果樹農業の姿や方向等の明確化につながる議論を行うことで了解された。
 - (1) 議論の経緯
8月に果樹部会で取りまとめた「果樹農業振興基本方針の策定に当たっての中間論点整理」以降、これまでの小委員会における検討状況について、事務局から資料3について説明を行ったところ、一部の委員より内容確認の質問があった。
 - (2) 果樹農業振興基本方針の策定に当たっての論点（案）
事務局から資料4～6について、説明を行ったところ、委員からの主な意見は、以下のとおりであった。
※以下は、資料4の番号で整理。
 - 1 産地・担い手
 - (1) 産地のあるべき姿（資料4（以下、略）のP1）
 - ① 果樹産地構造改革計画（仮称）の策定に際しては、地域水田農業ビジョンの策定のように、集落で徹底的に議論したものを積み上げる手法を取り入れるべきではないか。

- ② 果樹産地構造改革計画（仮称）の策定手法として、ボトムアップ方式で進めていく旨を明記すべきであり、また評価手法は、定性的なものが必要で、果樹の特性を踏まえた効果的な手法を検討すべきではないか。

(2) 産地における担い手の位置付け、役割分担（P 2）

- ① 「新規就農者」、「後継者」、「新規に参入した経営者」の概念の整理と表現の調整が必要ではないか。

- ② 果樹農業の担い手として、「今後とも継続して果樹農業を担っていくと考えられる多様な経営体についても、産地の実態を踏まえ、一定の要件のもとで担い手として位置づけるよう配慮が必要」とあるが、「一定の要件のもとで」の部分は、「産地の実態を踏まえ」という部分があるので、不要ではないのか。

これに対し、事務局からの「一定の要件」とは、果樹農業を継続する人等産地が一定の考えで明確化すべきとの考えを回答した。これらを踏まえ、部会長から委員の指摘も理解できることから、委員の意見に留意して基本方針を検討することとなった。

(3) 生産基盤の構造改革（P 2～3）

果樹産地では労働力確保が大きな問題で、規模拡大しても雇用確保が困難な面もあり、国際化の進展の中、他国の事例も参考に、果樹だけでなく農業全体として今後の課題とすべきではないか。

(4) その他（P 3～4）

高品質の品種導入だけではなく、新品種の開発も重要であり、記述に追加すべきではないか。

2 経営

(1) 需給調整（P 4～5）、(2) 経営支援（P 5～6）

- ① 小規模基盤整備等を進める等早急に構造改革を進める必要があるものの、現行の経営安定対策も必要ではないか。また、果樹共済と経営安定対策については、掛金、拠出金という違いがあり、農業者の受けとめ方が違うのではないか。

これに対し、事務局から生産基盤整備の緊急性、共済制度の改善の経緯等の説明があり、部会長の提案により、方策について引き続き慎重に検討を進めることとなった。

- ② 早生みかんが供給過剰との記述であるが、早生みかんにも長所があり、過去に生産拡大してきたことを考慮すべきではないか。

- ③ 19年度以降の経営支援対策の方向は、果樹産地構造改革計画（仮称）に基づく支援と整理されているが、支援対象は産地なのか、産地を構成する農業者なのかとの質問に対し、事務局から引き続き議論するものの、現時点の整理では産地を構成する農業者に対する支援が中心と考えているとの回答があった。

3 流通・加工・消費

(1) 流通（P 7～8）

① 流通コストの低減において、具体的な目標値はあるのかとの質問に対し、事務局から流通はいくつかの段階に分かれており、これらが相互に関連していることから定量的な設定は困難と説明した。

② 今後の果実の輸出振興策として、海外の見本市において各県が個々の取組より、日本の果物が一つのブースで並べられるようになれば効果的であり、県を超えた一体的な取組になるよう、国からの積極的な対応が必要ではないか。

(2) 加工（P 8～9）

みかんについては、生食用に優れた形質を目標に育成されてきたが、国際化の進展の中、中長期的視点に立って生食用に適し、かつ加工適性に優れた品種（大玉化等）も必要ではないか。

(3) 消費（P 9～11）

デコポンのように、品種開発しても生産・消費両面にブランド化として認識されるまで15年はかかる一方で、日本の人口減少や高齢化の進展等を背景に、今後食べる量は小さくなっていくことから、消費動向については、これらを踏まえ検討すべきではないか。

(3) 今後の検討内容及びスケジュール

事務局から資料7・8について説明を行った。

(4) 果樹農業振興基本方針の構成内容等

事務局から資料9について説明を行い、果樹農業振興基本方針の構成内容及び策定項目である「栽培に適する自然的条件に関する基準の見直し」について了承された。

【問い合わせ先】

生産局果樹花き課企画班

担当：中 村・宮 嶋

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

電話 03-3502-8111（内3622）

直通 03-3501-3081